

第1回八尾市都市計画審議会

日時：平成28年7月22日（金）

○事務局（立石） 定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第1回八尾市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、この度、八尾市役所都市計画審議会委員を快くお引き受けいただき、また、公私とも大変お忙しい中、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。

私は、司会をさせていただきます、事務局の立石でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、はじめに資料を確認させていただきたいと存じます。まず、先にお送りしました資料が、次第、議案書、参考資料です。

また、本日、机の上に八尾の都市計画と、八尾市都市計画審議会条例及び、審議会委員名簿をお配りしております。お手元でございますでしょうか。

それではこれより、次第に従いまして、委嘱状の交付、委員の皆さま方のご紹介、市長挨拶、その後、本日の議事になります、会長・副会長の選出に入らせていただきます。

また、今回付議させていただきます案件は、大阪府の決定案件であります、議案第89号「東部大阪都市計画道路の変更について」でございます。この後、事務局より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは次第に従いまして、初めに本日お集まりいただきました委員の皆様へ委嘱状の交付を行いたいと思います

本来なら、お一人お一人にお渡しすべきところでございますが、時間の都合上、委嘱状交付につきましては、皆さまを代表いたしまして今回は川崎委員にお願いしたいと存じます。

なお、皆さま方には、お手元に配布させていただいておりますので、どうかよろし

くお願いいたします。

川崎委員、前にお進みください。市長もよろしくお願いいたします。

○市長（田中） 川崎芳子様、八尾市都市計画審議会委員に委嘱する。平成28年6月20日。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川崎委員 ありがとうございます。

○事務局（立石） 川崎委員、ありがとうございました。

つづきまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

八尾市都市計画審議会は、都市計画法の改正を受けまして八尾市都市計画審議会条例を制定し、平成12年4月から法定化しております。

本条例におきまして、委員の任期を2年と定めております。本年6月19日での任期が満了しておるところでございます。平成30年6月19日までの次の2年間の任期をお願いしております委員の方々を、お手元の名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

大変恐縮でございますけれども、お名前を読み上げましたら、その場にて一度ご起立いただき、その後、ご着席いただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、学識経験者の委員の方から、大阪工業大学工学部教授の岩崎委員でございます。

○岩崎委員 岩崎でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（立石） 公益財団法人 都市活力研究所、顧問の岩本委員でございます。

○岩本委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（立石） 一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 東大阪八尾支部の支部長の神丸委員でございます。

○神丸委員 神丸でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（立石） 元大阪府八尾土木事務所所長の近藤委員でございます。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします

○事務局（立石） 八尾商工会議所 副会頭の寺坂委員でございます。

○寺坂委員 寺坂でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） NPO法人 八尾すまいまちづくり研究会の中村委員でございます。
います。

○中村委員 中村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 大阪中河内農業協同組合 代表理事組合長の西川委員でございます。
います。

○西川委員 西川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 大阪経済法科大学 経済学部 教授の能塚委員でございます。

○能塚委員 能塚です。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 続きまして、市議会議員の委員の方を御紹介させていただきます。
ます。

市議会議長の重松委員でございます。

○重松委員 重松でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 杉本委員でございます。

○杉本委員 杉本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 田中委員でございます。

○田中委員 田中慎二です。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 西田委員でございます。

○西田委員 西田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 畑中委員でございます。

○畑中委員 畑中でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 村松委員でございます。

○村松委員 村松でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 続きまして、市民委員の方をご紹介します。

アクアフレンズでインタープリターの川崎委員でございます。

○川崎委員 川崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 八尾市自治振興委員会副会長の玉田委員でございます。

○玉田委員 玉田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） 続きまして、関係行政機関の委員の方をご紹介します。

八尾市農業委員会会長の齊藤委員でございます。

○齊藤委員 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（立石） どうも、ご協力ありがとうございました。

なお、近畿大学 理工学部 教授の岡田委員、関西福祉科学大学 社会福祉学部 准教授の成清委員、八尾商工会議所 副会頭の山口委員、大阪府八尾警察署署長の山莊委員につきましては、公務等所要によりやむを得ずご欠席されておりますので、よろしくお願いいたします。

また、大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授の藤田委員、市議会議員の大野委員、小枝委員、藤井委員及び大阪府八尾警察署署長の橋村委員におかれましては、都市計画審議会委員を、ご勇退されております。委員の皆様には心より感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上で、委員の皆さま方のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、田中市長よりご挨拶を申し上げます。

○田中市長 皆さん、こんにちは。ご紹介にあずかりました、八尾市長の田中誠太でございます。

平成28年度の第1回の八尾市都市計画審議会を開会をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本年から2年間していただきます審議会委員をお引き

受けいただき、本当にありがとうございます。

皆さんも長年この会に携わっていただいておりますので、経過はよくご存じかと思いますが、この間、八尾市の取り組みといたしましては、平成26年1月には八尾市空き家条例等々条例化をさせていただきました。それが引き金になったというわけではございませんが、国も大きな問題として取り上げられ法が制定をされたところでございます。八尾市の条例と法制度がしっかりリンクできるように、八尾市の条例改正をまたしてまいりたいと、このように考えております。

また、時期を同じくしてこれも大阪府の全体の都市計画道路の見直しがございました。八尾市も積極的に廃止すべきものは廃止しようと、そしてまたやはり、残していかなければならないものはしっかりと残す、その中でまた幅員をですね、狭めようとか、線形を変えようとか、そういう議論を実はさせていただいたところがございます。そういったことがですね、今回の八尾富田林線の1つの幅員の減少、あるいはルート変更と、こうゆうことに繋がってきたのかなというふうに思っております。特に阪神淡路大震災、それから東北の大震災、また先のですね熊本地震ということではですね、非常に災害対応が求められているところがございます。特にこの八尾富田林線はですね、八尾の中部防災基地拠点を、しっかりと全地域を網羅できるような道路網をしっかりと造っていかうという、そのひとつの幹線道路でございます。なにがなんでも早く早期に着工していただかなければならないということで、藤井寺、富田林、そして羽曳野、そして八尾市と4市で大阪府に要望させていただいたところがございます。それがようやく動き出すと思っております。

それ以外にもですね、本年1月からはですね、準防火地域ということで、八尾市内全域を指定をさせていただいたところがございます。宅建業者の皆さま方には多大なるご負担をいただくことになろうかと思いますが、八尾のまちの安心・安全を造り上げるという意味では、大変貴重なものがございますので、ご理解をいただきご協力をいただければと、そういうふうに思っております。

さらに、曙川南につきましても、順調に推移をいたしてございまして、今年の夏にはですね仮換地指定がほぼ終わるかなというところまで来ております。 まだまだ八尾のまちづくりという意味では、インフラ整備をしっかりとしながら、市民の皆さま方に住んでもらいやすい八尾のまち、あるいは安心・安全を造り上げられる八尾のまちを目指して、これからも邁進をしたいと考えておるところでございます。

どうか皆さま方にはおかれましては、持てる知識・経験を八尾の都市計画あるいはこの審議会の中で、議論をいただき、ぜひいい八尾のまちができますよう、お力をお借りしたいということをお願い申し上げて、私からの開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局（立石） 市長、どうもありがとうございました。

それでは、本日の出席者は17名でございます。八尾市都市計画審議会条例第6条第2項の規定にあります委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日の審議会は、新委員になって初めての審議会でございます。つきましては、八尾市都市計画審議会条例第5条に基づき、会長・副会長の選出が必要となりますが、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○事務局（立石） ありがとうございます。それでは、選出に際しましては、臨時議長の進行により選出を行ないたいと存じます。臨時議長の指名につきましては、市議会議長の、重松委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○事務局（立石） では、重松委員、臨時議長席にお移りいただき、進行のほうよろしくお願いたします。

○臨時議長（重松） 只今、臨時議長を仰せつかりましたので、会長が選出されるまで、議事を進めさせていただきたいと思っております。

では、さっそくではございますが、最初に署名委員のお願いをしたいと思います。それでは、配付資料の名簿から、西川委員と寺坂委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○臨時議長(重松) では、さっそくではございますが、会長・副会長の選出については、八尾市都市計画審議会条例第5条の規定により、会長は学識経験者のうちから、副会長は区分を定めず選出することになっております。会長の選出については、いかが、取り計らったらよろしいでしょうか。

(「議長一任」という声あり)

○臨時議長(重松) ありがとうございます。議長一任のお声がありましたので、私の指名により選出させていただきます。

それでは、会長につきましては岩本委員にお願い申し上げたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○臨時議長(重松) ありがとうございます。それでは、議長席を岩本会長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局(立石) 重松委員、どうもありがとうございました。

それでは会長に選出されました岩本委員、会長の席にお移りくださいますようお願い申し上げます。

それでは、会長の岩本委員より、ご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。お願いいたします。

○岩本会長 ただいま、会場よりご選出いただきました、大変光栄に存じております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

都市計画審議会は都市計画法をベースに運営させていただいておりますが、丁度来年、現在の都市計画法が50周年を向かえ、日本の都市計画も50年経ったわけで

ございますし、その間八尾の都市計画審議会もできましたように、徐々に地方分権が進んでまいっております。

ただ、まだ不十分なこともございますし、都市計画審議会でも何かもまちの将来を決めるというわけではなく、やはり基本になることを決めるということになっております。これからどんどん50年先を見越して、改定されると思っております。

いずれにしても、田中市長さまが大阪府の市長会の会長さんをさておられますので、非常にこれはひとつの契機だと思っておりますので、大変ご期待申し上げておるところでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。どうぞ皆さま方におかれましては、円滑に会議が運営できますように、お力いただけますようにして、お願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○事務局（立石） どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事進行につきまして、岩本会長にお願い致したいと思っております。よろしく申し上げます。

○岩本会長 それでは、申し訳ございませんが、着席して進めさせていただきます。さっそくでございますが、当審議会副会長を定めていただきたいと存じますが、私よりご指名させていただいてよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」という声あり）

○岩本会長 ありがとうございます。

それでは、岩崎委員にお願いいたしたいと思っておりますが、皆様いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○岩本会長 ありがとうございました。岩崎委員どうぞよろしく願いいたします。

それでは、副会長の岩崎委員よりご挨拶を頂戴したい存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎副会長 大阪工大の岩崎でございます。規約にありますとおり、会長がご欠席の時は私が代理させていただくということで、もしそうになりましたら円滑な議事進行にご協力いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩本会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第 89 号「東部大阪都市計画道路の変更」につきまして事務局より説明願います。

○事務局（畑中） 都市基盤整備課の畑中と申します。よろしくお願いいたします。失礼して座らせていただきます。

それでは、大阪府決定であります議案第 89 号の東部大阪都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。

なお、本議案につきましては、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、大阪府から意見照会がありましたので、当審議会に諮らせていただくものです。それでは、スクリーンのほうをご覧ください。

まず、今回変更対象路線である都市計画道路八尾富田林線の路線概要についてご説明させていただきます。

本路線の起点は都市計画道路大阪柏原線から、終点は富田林市内の都市計画道路狭山河南線までの全長約 11.4 km の都市計画道路であります。本路線の主な機能としましては、3 点ございます。まず、大阪中央環状線と大阪外環状線の間位置し、中河内及び南河内地域の「南北の交通を補完する重要な幹線道路」としての機能です。

次に、八尾空港に拠点置く「中部広域防災拠点」「広域医療搬送拠点」へのアクセス道路として機能し、また広域緊急交通路となる防災上重要な道路としての機能です。

3 点目といたしまして、地下鉄八尾南駅周辺の新都市核の形成に資する道路となっており、また、八尾市域と南大阪地域間を結ぶ新たな軸を形成し、まちづくりや地域の活性化に寄与する道路の機能となります。

今回、都市計画変更をしようとする範囲は、起点である大阪柏原線の交差部から、藤井寺市と羽曳野市の市境付近までの約3.6kmの区間となっております。藤井寺市域では一部用地買収も始まっていたものの、大阪府の財政悪化に伴い、事業が休止となっております。

しかし、南海トラフ巨大地震への対策など防災・災害対策の意識や必要性が高まっていること、さらに、中部広域防災拠点へ繋ぐ防災道路としての重要性から、八尾市や藤井寺市、羽曳野市、富田林市の沿線4市で構成する八尾富田林線整備促進協議会から大阪府へ早期事業再開の要望を行ってまいりました。

そして今般、大阪府にて幅員や構造、一部ルートの見直しに関する案がまとまりましたので、都市計画を変更しようとするに至ったものであります。

次に、都市計画変更前後の位置関係についてご説明させていただきます。変更前を青色で、変更後を赤色で示しております。

大きな位置の変更点としては、八尾空港用地へのルート変更があげられます。

それでは、都市計画の主な変更点につきまして、ご説明いたします。主な変更内容といたしましては、車線数を6車線から4車線へ削減、標準幅員を3.6mから2.5mへ縮小、また、先程説明させていただきました、空港用地内へのルート変更を行います。

車線数の削減について説明させていただきます。当初6車線であったものを4車線とし、標準幅員を3.6mから2.5mに縮小しようとするものでございます。

当初は災害時におきましても、通常交通処理に必要な片側2車線の車道を確保した上で、他の地域の救援活動などのために必要となる緊急車両専用の車線も片側1車線確保できるようにと6車線にて計画されておりました。

しかし、今回、災害時に一般車両の通行を制限し、緊急車両のみを通行させるよう、新たに広域緊急交通路に指定することで、交通処理上必要な4車線のみに変更することとなっております。

次に、道路の標準的な断面構成ですが、車道が1車線あたり3.25m、中央帯1.5m、自転車歩行者道が3.5m、植樹帯が1.25m、全体幅員が25mとなっております。

最後に、空港用地の活用によるルートの見直しでございます。空港には、各種の空域制限がございます。その制約を考慮しつつ、出来るだけ空港用地を活用するルートとされております。対象区間は、空港の近傍を經由する起点の大阪柏原線と府道旧大阪中央環状線との間であり、八尾空港を管理する国土交通省との協議の結果、B滑走路を一部縮小することになりますが、空港北西端を通るルートで了承が得られ、大きくルートを変更しようとする事になりました。

起点の大阪柏原線から八尾空港周辺部にかけてですが、先ほども申しました通り、空港内を通るルートになっております。起点から南下し、空港北西端を經由するルートとした結果、大阪柏原線に向けた曲線が緩やかになるとともに、交差する市道・木ノ本田井中線とは一般的な十字交差となり、交差条件の改善が見込まれることとなりました。

また、空港の北西端の用地活用に合わせて、それに隣接する八尾・市道用地も含み、できる限り公共用地を活用したものとなっております。こちらが空港用地とともに、隣接した八尾・市道用地も活用しようとするところです。旧大阪中央環状線に至るまでの間につきましては、道路構造令の基準に則り、できるだけ空港用地側に寄せ、現計画線の内側で収まるような形となっております。

こちらは都市計画道路ではございませんが、空港用地を活用して、現在の空港進入路の旧大阪中央環状線との出入口部に連絡道路を検討しております。旧大阪中央環状線の車道については、現在供用されている形態といたします。

こちらが旧大阪中央環状線との並行区間の形態です。現計画では旧大阪中央環状線を取り込んで北行と南行を分離する形、すなわち、八尾富田林線本線の高架橋を挟んで、東側には南行の側道、西側には北行の側道となっておりますが、変更案では

旧大阪中央環状線を側道に取り込まず、現状の利用形態のままで、北行と南行を分離しない形、つまり対向2車線のままとしております。

なお、八尾富田林線はこの間、本線が高架橋となりますので、その区間におきましては東側に、接面する敷地の通行を確保するための副道を配置することとしております。

こちらが、その断面構成となります。旧大阪中央環状線部分が13.5m、東側の副道部分が8.5m、本線高架橋部分が16.7m、全体で38.7mとなっております。

次に、若林沼線との交差点である太田橋交差点です。ここは現計画と同様で立体交差となっております。図のように、若林沼線の上空を八尾富田林線が通過する形となります。

こちらが完成イメージ図です。八尾富田林線の高架区間の東側には、副道と歩道が整備されます。若林沼線に対しては、八尾富田林線は立体交差し、旧大阪中央環状線は現状と同様の平面交差となります。

ただし、交差点南側の旧大阪中央環状線の北行き車線からも新たに右折レーンを設置することとしています。また、八尾富田林線の高架区間の東側には、若林沼線の南側にも副道と歩道が整備されます。次に、大和川右岸側、八尾市域側の渡河部ですが、車道と歩道とで接続の形態が異なります。

まず、車道につきましては、堤防の管理用通路も高架で越えるため接続はございません。一方、自転車歩行者道につきましては、渡河部の橋梁の途中で車道本線と分離し、下がってきて、スロープ形状で堤防道路と接続し、また、旧大阪中央環状線へは高架下に設けるスロープを利用して接続する形を考えております

これは、大和川右岸側の渡河部での完成イメージ図です。

先程述べました、車道と自転車歩行者道の接続形態の異なりや、自転車歩行者道が堤防道路に平面接続した後、階段または堤防道路の斜路を経由して高架下の堤防下に至

り、高架下のスロープで旧大阪中央環状線に至る姿が見ていただけるかと思えます。

ここまで、都市計画の変更内容について、ご説明させていただきましたが、八尾市域の八尾富田林線の変更案につきましては、配布させていただいております八尾市都市計画審議会の議案書に記載しております。

次に、都市計画決定までの流れについて、ご説明させていただきます。平成28年4月に地元説明会を開催しております。同年5月に都市計画法第16条第1項の規定に基づき公聴会が開催され、6月には同法第17条第1項の規定に基づき都市計画案の縦覧が行われました。

そして、本日の八尾市都市計画審議会でご審議いただきました後、平成28年8月10日に開催されます大阪府都市計画審議会で審議されることとなっております。

また、都市計画審議会承認された後、都市計画決定の告示が行われることとなっております。

本日までに実施された、都市計画の手続きですが、地元説明会につきましては、平成28年4月15日（金）に、大正小学校にて114名の皆様に、平成28年4月17日（日）に、大正北小学校にて197名の皆様にご出席していただきました。

また、平成28年4月19日から5月6日まで公述申出期間を設け、5月13日に公聴会が開催されました。公聴会では、4件、合計5名の公述人の方がご意見を述べられております。その後、都市計画案の縦覧が平成28年6月16日から同年6月30日の期間で行われました。

それでは、次に公聴会で述べられた公述人の主な意見と、意見に対する大阪府の考え方についてご紹介させていただきます。

防災拠点へのアクセス道路の充実化であれば、既存道路では、想定車両が捌けないことを示してもらいたい。

とのご意見に対して、現道における交通処理に基づく計画ではなく、大阪中央環

状線と大阪外環状線を補完する広域幹線道路として、また、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス機能を有し、南部方面の広域的な物資輸送等の主動線として活用することを目的に計画しています。

また、車線数等の道路構造は、将来交通量推計により計画しており、災害時の緊急車両の交通量を基に計画したものではない。との見解を出されております。

なぜ新たにカーブ道路を造る必要があるのか、何故旧中環道の東側に造るのか。

とのご意見に対して、道路線形については、既に事業着手している藤井寺市域の都市計画との整合、八尾空港の空域制限への配慮、可能な限り既に計画決定されている都市計画道路区域内での変更、空港等の公共用地の活用及び道路構造令の準拠等に基づき、計画しております。

旧大阪中央環状線と重複する区間は、藤井寺市域の都市計画との整合や可能な限り都市計画道路区域内での変更等により、西側へ変更することは出来ません。との見解を出されております。

大正コミュニティセンター横に大和川に上るような側道があって、それを活用するのはどうか。

とのご意見に対して、藤井寺市域の都市計画との整合や可能な限り既に計画決定されている都市計画道路区域内での変更等から、現計画案を採用しております。との見解を出されております。

今回の計画について、空港の用地を使うという点で以前の案より好ましく受け入れやすい。ただ、現在の空港内の用地を極力活用して、住民への影響が出来るだけないようにお願いできないか。

とのご意見に対して、都市計画変更は、空港等の公共用地を可能な限り活用することとしており、また、東西方向のA滑走路の運用に支障を及ぼさない範囲の限界まで線形を変更し、道路構造令に準拠した曲線にて設計しております。との見解を出されております。

用地の買収にあたっての補償の仕組み等、住居の転居の必要がある場合の用地の確保等の協力があるのか、もう少し直接的な、こじんまりとした説明会で、本当の当事者が質問できるような場を作ってもらいたい。

とのご意見に対して、事業実施にあたっては道路事業者として、事業に関する説明会を開催する等、地域の皆様と協議・調整しながら事業を進める。

用地買収時の補償内容等については、現地測量や詳細設計を踏まえ、個別に詳細な説明を行う。との見解を出されております。

以上のようなご意見と、それに対する大阪府の見解が出されており、これらを添えて、平成28年8月10日の大阪府都市計画審議会で審議されることとなっております。

都市計画審議会で承認された後、都市計画決定の告示が行われることとなっております。

以上で、大阪府決定であります議案第89号の「東部大阪都市計画道路の変更について」の説明を終わらせていただきます。

○岩本会長 ありがとうございました。只今ご説明がありました。これにつきまして何かご意見等ございましたら、どうぞよろしく願います。

はい、どうぞ。

○畑中議員 市会議員をさせていただいております、畑中一成でございます。

今回の計画に対しまして、やはり中部防災拠点に対するアクセス道路と言いましようか、これをやはりしっかりと整備していただきたい。南に通じるこの道だけではなくって、北・東・西にもやはり通じる道を今後とも計画を進めていただきたいと思っております。その一方で、地域の住民の方々とのコミュニケーションをしっかりとさせていただいて、皆さんに愛される道を作っていただきたいと思います。以上でございます。

○岩本会長 はい、ありがとうございました。他のご意見ございませんでしょう

か。

はい、どうぞ。

○近藤議員　　すいません、あの、都市計画決定がですね、最初確か平成9年だったと思います。その当時と比べまして、道路が変わっているというのは、その当時確か空港の高度制限とかですね、その関係で少し、今のルートになっているんじゃないかと。それと北濠の堤防道路を利用することによって、若干民地の買収を抑えるとかというようなアイデアをされていたと思います。

それともう一点は36mにしても先ほど言われていたように、緊急時の車の処理を1車線付加させることによって対応するということがあったんですけど、今回それが空港に近付くということでそれが少しは解消されるということになるのか、それをちょっとお聞きしたいなど。

○岩本会長　　はい、どうぞ。事務局お願いします。

○事務局（米重）　　はい、都市基盤整備課の米重でございます。よろしくお願ひします。

今のご質問なんですけれども今回ですね、6車線、当初6車線の計画を今回4車線へと変更されております。元々6車線といいますのは、4車線が一般の交通分、プラス緊急時のプラス2車線ということで計6車線という計画で。今回ですね、大阪府さんのほうでは、有事の際につきましては一般交通をシャットアウトして広域緊急交通路という形で緊急路に特化した形ということで4車線ということで計画をまとめられておられます。

空港の関係なんですけれども、当初もやっぱり極力公共用地を使えないかということで八尾空港のほうにいろいろ協議をされたと同っております。なかなか6車線ということで、既設の滑走路等への影響も大きいということで断念といいますか、極力近藤委員も仰ったように公共用地を使うことで北濠沿いの道路あたりに計画されたと。

今回ですね、あの、車線数の変更によりまして滑走路への影響が縮小されるとい

うことから、滑走路縮小による様々な影響を検討、大阪航空局と協議を重ねられたと。かなり約2年間ぐらい協議されたと伺っております。適正な用地処理でありますとか機能補償等行うことで滑走路や空港施設、及び現状の空港の運用に影響がないという判断の下、今回空港の用地、空港の中に一部八尾市の道路になるんですけど、含めてそちらのほうに極力空港側に乗せた線形という形で、あと、現在の都市計画の線形の中で極力収めるということで、そういう形に変更されたと伺っております。

○岩本会長 他にご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。
はい、どうぞ。

○田中委員 すいません。市会議員、田中慎二でございます。

今回、計画変更をされまして、道路のほうが計画変わっていくという中で、旧の都市計画道路だったところに関しては、計画決定し次第高さ制限等々の制限は全部外れていくという形でよろしいのでしょうか。

○岩本会長 はい、事務局からどうぞ。

○事務局（米重） 現在の都計道路の部分が新しい新都計になったときどうなるのかということで、基本的には空港の部分についてはその今の状態が残ってまいります。

ただ、現在都市計画としては制限かけておりますので、税の分で一定、減免措置などさせていただいておりますので、そのあたりについては都計道路外れますので、通常の税扱いとなるかと。当然、新規に都計かかる部分については、それは税の控除等をさせていただくという形になります。

○岩本会長 はい、どうぞ。

○田中委員 すいません、建築に対する制限等々も当然同じ扱いですよ。

○岩本会長 事務局どうぞ。

○事務局（米重） すいません、そのとおりでございます。

○岩本会長 よろしいですか。他にご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○杉本委員　市会議員の杉本です。今回の都計道路の見直しで説明あったわけなんですが、ちょっと1つ、現状と、今後の展望ということでお聞かせ願いたいんですが、今回の起点になるところ、ここの部分が国の都計道路になっている大阪柏原線、ここの部分が今後どういう状況になっていくのか、それに展望が全くないということであればですね、ここまでの道路の計画はちょっと問題かなというように思うのがいかがでしょうか。

○岩本会長　はい、事務局どうぞ。

○事務局（米重）　すみません、今仰ってました、八尾富田林線の起点側、大阪柏原線のところかと思えます。

そちらにつきまして、今回大阪府さんのほうの事業の工事等の説明会の中では、北側についてはまず木ノ本田井中線、市道の木ノ本田井中線の整備を先行して進めていきたいと。引き続き北側につきましては、都計道と接続がない形となりますので、北側につきましては大阪柏原線、国のほうが事業主体なのであろう大阪柏原線について整備要望を行っていくと。

八尾市といたしましても国家要望等、対府要望、大阪柏原線の要望、またそれに接続します萱振曙川線ですね、八尾土木事務所からずっと南に下っていく道についても八尾市のほうも大阪府に対して整備要望を挙げております。

今回南河内から中河内を結ぶ幹線道路ということで八尾富田林線がまず筋がしっかりなっていくと、引き続き北方面につきましては当然整備促進していく。

また、大阪柏原線につきましては一部大阪市域で整備されるところもございます。

また、東のほうに行きましたら曙川南地区の区画整理の部分で一部、区画整理の中で整備をするところもございます。

あと、所々抜けてる部分ですね、そのあたりの整備によって、ネットワーク化が図れてまいりますので、大阪柏原線につきましては八尾市、大阪府とも国のほうに要

望してまいりたいと考えております。

○岩本会長 はい。よろしゅうございましょうか。

○杉本委員 すいません、申し訳ない。今説明あったわけなんですけれど、私も知っている限りですが、大阪柏原線というのは国の都市計画道路として出されたんですが、なかなか展望が見えない、それから八尾中央線も同じようにですね、先ほどの説明では一部分を整備されていってるんだというような説明があったんですけども、それが何年後ぐらいに一定の計画としてですね、出されていくのかというのが私がちょっとそこらへんをきちっと出していただければありがたいかなというように思うんです。

なぜならば、今言っている先ほどお話ありましたように木ノ本田井中線、ちょうど防災基地のところに入るわけなんですけど、そこまで整備されるということであれば、一定部分理解もできるんですけども、展望なかなか見えないような状況の下で、そこまで設置する必要性があるんだろうかなと大変危惧しておりましたので、そこらへんが一定部分解明されれば私も納得をしたいというように思っております。

○岩本会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（米重） 今回八尾富田林線につきましては広域的な、防災拠点に通ずるという防災的な性格と、もう1つは広域的な性格、南河内と中河内を結ぶという広域的な性格があります。

今回仰っている北側の整備の目途という話なんですけど、八尾市のほうも都市計画道路を見直しさせていただいて、市のほうでの整備につきまして、今のところJR八尾駅前線、河内山本駅前線ということで2つの路線を、優先路線と選別させていただいて積極的に進めていこうという形で、今のところにはないんですが、八尾中央線等につきましては、八尾富田林線でありますとか、大阪柏原線周辺道路の整備状況、本市の財政状況もございまして、それらを算段しながら、次の優先路線の中で状況に合わせた整備、選別等していく。

また大阪柏原線など萱振曙川線とか大阪府さんが、国が事業主体になっているものは促進という形で働きかけていこうかなと考えております。

○岩本会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○事務局（宮田） 杉本委員のご質問に関しまして、ご説明申し上げます。

平成25年、26年度に都市計画道路の存廃を行いまして、大阪柏原線につきましては大阪府と国のほうで協議されて存続という形で残された路線であります。

今、米重課長のほうからありましたけども、中央環状線のほうから大阪市域、区画整理に伴いまして敷津長吉線が久宝寺太田線まで覗いております。30数m、36m程度となっております。

繰り返しになりますけども、私どもの都市計画等の整合を図るということで曙川南地区の区画整理事業の中で大阪柏原線について幅員は半分という幅員ですが、16mをもって整備するという形になっておりまして、存廃で残った都市計画道路について必要に応じて時期を合わせた中で進めていくという形であります。

今回の八尾富田林線につきましても相当、市長のほうからもご説明ありましたけども、八尾市を含めてそういった促進要望としてまいった中でですね、府のほうも府県間工事を実施されておりまして、第二京阪・淀川左岸線・大和川線・南阪奈、あと等々ですね、県間工事の新名神もそのあたりもある一定の目途もついてきた、その中で防災軸の整備ということで、八尾富田林線の整備を急いでいるという形で今回も都計変更と事業実施の準備をされているということでもあります。

その中で、そこから北側の議論につきましては都市計画ですので、一足飛びに整備はできませんけれども、ある一定の期間の中でですね、順次整備という形になります。ですから、この八尾富田林線が必ず起爆剤になってですね、北のほうへ進んでいく、八尾富田林線、それと私どもにおきましては八尾中央線もそうなんですけれども、萱振曙川線、現在の八尾道明寺線の歩道のない道路の状況を解消すべくですね、萱振

曙川線の整備等々の促進を強く行っていきますので、今回の都計変更をすることによってですね、順次ちょっと息の長い形になるかも分かりませんが、進められるという形で努力してまいりたいと考えております。

○岩本会長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

 はい、どうぞ。

○西川委員 すいません、JAの西川です。今回これのタイムスケジュールを今後どのように進められるのかということと、あと財務上の問題で大阪府のすべき内容と八尾市が財政上どういう負担で対応されていくのか。それと買収される件数というの概ねどのぐらいの予算を取られておるのか。そういうところらへんも含めまして、ちょっと今、分かる範囲でお願いしたいです。

○事務局（米重） すみません。まずはスケジュールのほうなんですけれども、説明会の中で今回、都市計画の変更して、引き続き事業認可手続きをしていると、29年から用地の測量でありますとか境界確定に入っていきたいと、30年から物件調査・用地買収等の準備に入っていまして、工事については、32年から38年あたりで、おおよそ10年間ぐらいでやり遂げたいというふうに大阪府のほうから説明いただいております。

 すみません、木ノ本田井中線、先ほど申し上げました木ノ本田井中線までの区間でやり遂げたいと仰っております。

 それと関連、市のほうの負担なんですけど、基本的には大阪府のほうで事業決定されて、大阪府が事業主体となる道路で、基本的には大阪府のほうなんですけど。ただ我々、地元説明会でありますとか、地元市としての汗かくところ、といいますかそのあたりは当然ありますし、あと当然市道との接続とかもあります。そのあたりの接続協議でありますとか、いろいろそういう形で事業のほうに若干携わっていくことにはなります。

 あと、全体の予算というか用地買収でどのぐらいなんだということなんですけど、

そのあたりについては、すいませんちょっとそこまでは大阪府さんのほうから資料頂いておりませんので、申し訳ございません。

今後、詳細設計の中で当然用地買収にどれだけ掛かるとか確定してまいりますのでそこではっきりと分かると思います。

○岩本会長 他にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかにご意見等がないようでございますので、事務局の提案のとおり、議案第89号につきまして、原案とお認承してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」という声あり)

○岩本会長 ご異議ございませんので、八尾市都市計画審議会運営規程第5条に基づき、議案第89号につきまして、事務局の提案どお認承いたします。

それでは、事務局よりなにかありますか。

それでは、これをもちまして平成28年度第1回八尾市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はご協力いただきまして、ご審議賜りまして、本当にありがとうございました。

それでは事務局に後をお任せしたいと思います。

○事務局(立石) 岩本会長、ありがとうございました。

次回の審議会の開催予定ですけれども、「生産緑地地区の変更」について、11月中旬頃の開催を予定しております。

詳細については決定次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

本日はお忙しい中、最後までご協力いただき、まことにありがとうございました。

なお、本日お車でご来場の方で、市役所のほうへ停めておられるという方おりましたら、事務局にお申し付けください。

それでは、どうもありがとうございました。